

CU三多摩ニュース

No.62

2020.10.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

「組合の力添えに救われた」発言

秋の組合員拡大—学習決起集会

10月4日、CU三多摩は「秋の拡大月間学習決起集会」を北多摩西教育会館ホールで開きました。参加者は、密を避けての開催で20数名でした。

集会では、宮田執行委員長のあいさつ、CU東京本部の高木書記長の情勢報告の後、浅見和彦専修大学教授が「個人加盟ユニオンの意義と役割」というテーマで講演。その後、三多摩での拡大運動の基調報告、争議中の組合員の決意表明も行われました。

講演『個人加盟労組の課題と役割』

専修大 浅見和彦教授が講演

浅見教授は、労働組合運動の現状と個人加盟労

組の果たす役割につい講義しました。

日本の労働者の雇用形態は、非正規が増えており、労働組合の組織率も下がっている。

日本では企業別組合が主流だが、国際的には、産業別組合だけでなく、一般



労働組合も重要な地位を占めている。

日本の労働組合運動に、個人加盟の地域ユニオンの必要性が高いがその課題として、①活動家の確保と育成、「協力組合員制度」の活用、専従者の

確保、青年層の活動家育成への教育・学習と実践の必要性。②組織政策として非正規労働者だけでなく、中小企業の正規労働者も組織対象とし、地域支部や業種別支部などの多様な組織形態の検討。③争議組合員の交流会などで、個別争議解決後の脱退を防いでいる大阪の個人加盟ユニオンの事例も紹介されました。

《CU東京の組織拡大は貴重な成功例》

個人加盟労組も組織数で全国的な停滞状況にある中、CU東京が増えていることを成功例と評価。さらに前進するため、地域の単産や一人ぼっちの労働者だけでなく、職場代表労働者などとの連携の重要性も強調しました。

また、団体交渉は、個別紛争の解決だけでなく、労働協約を通じて、賃金・労働条件の改善に取り組む手段とすることも必要だと話されました。

最後に、浅見教授はユニオンの教育学習活動、財政活動、地域ユニオンの交流・ネットワーク活動の必要性にも触れ、大きな「理念」で先走らず、共感を得る必要があると問題提起をしました。

【学童保育職員・Aさんの活動者会議の発言より】

突然の解雇 無効を求める労働審判へ

私は、この2月まで国分寺市の指定業者の学童保育の職員として2年半に渡り働いていました。

入社後は毎年、研修が義務付けられ、東京都の放課後支援員の資格も取得していましたので、今後も働き続けることができると思っていました。

ところが、2月末に突然会社側から呼び出しを受け「あなたは1年更新の有期の契約で3月末をもって期間満了とします」と通告を受けました。同時にその場で、退職届けにも記入するよう指示されました。

それまで精一杯仕事を続けてきた私は大きなショックを受け、その時は「そんなことは一度も聞いていません」と抗議をするのが精一杯でした。

国分寺の東京労政事務所に相談に行きましたが、東京労働局の斡旋にも応じない会社に怒りを感じて、東京地評の相談窓口に電話をしたところ CU 東京三多摩協議会を紹介されました。

会社側は全く誠意を示さず、組合の団体交渉の申入れや立川基準監督署の呼び出しにも応じなかつたため、私は労働審判の申し立てをする決心をして、八王子法律事務所にお願いをしました。

今回の労働相談を通じて痛感したことがあります。それは私が、労働者の権利について全く無知だったことです。有期雇用や無期雇用、労働条件通知書など全く知りませんでした。今回、CU 東京三多摩協議会に加入をしたことが私にとって、とても大きな転機になりました。

組合の力添えがなければ、私は自分自身が招いたこととして、くやしさを嘔みしめながら泣き寝入りしていたと思います。こういう問題は一人で抱え込みます「助けてほしい」と率直に口に出して相談することがいかに大切なことかと痛感しました。

労働問題で困った時に一緒に考え、行動をしてくれるのが CU 東京三多摩だなと思いました。多摩地域でお仕事をされて仕事の問題を抱えて悩んでいる方に、CU 東京三多摩に相談をしたらと大きな声で教えてあげたいと思います。

労働相談より

退職時の損害賠償請求は違法、認める

B介護施設で働くAさんは、退職に当たり、施設の車両を傷つけたことや利用者が怪我をしたことに対する損害賠償を請求されそうだと組合に相談。聞き取りの結果、未払い残業代があることも判明。



第一回目の団体交渉で、B事業者の弁護士と代表理事は、Aさんが車両を傷つけたことや利用者を怪我させた損害賠償請求を主張。しかし、組合は、車両は保険で補償されることや、通常業務で生じた故意や重過失といえない事故で損害賠償する義務はなく、請求には応じられないこと。また、退職に際して、有給休暇分の賃金を賠償請求と相殺することは労働基準法で禁じられているので応じられないと拒否。さらに、基本給に残業

代を含むみなし残業については、無効だとして残業代支払いを求めました。

その後、理事者の強固な姿勢で暗礁に乗り上げる様相もありながら、弁護士との粘り強い交渉で、賠償請求の取消、残業代の支払いを妥結しました。



最低賃金据え置きに抗議する宣言

10月4日午前、立川駅で、東京の最低賃金据え置きに抗議する宣伝を行いました。行動には執行委員、三多摩労連の杉本事務局長など12人が参加。チラシとパンフレット500枚を配りました。

労働組合運動の歴史①

19世紀初頭のイギリスの労働組合運動

尼崎 学（副委員長）

F. エンゲルスのイギリスにおける労働者階級の状態」に学んで

近代的な労働組合運動は200年前、19世紀初頭のイギリスから始まりました。当時のイギリスは世界の工場と言われた産業革命から始まる工業化で世界の最先進国でした。これに伴って大量の労働者階級が大都市でつくれられ、それと共に労働運動が発生しました。

当時、世界のどこにも労働組合運動というものが存在していない中、イギリス労働組合は「団結禁止法」の下でも全国的な組織が作られ始め、流血を伴う激烈なストライキ闘争など、労働者階級と資本家階級との対立が尖鋭化。イギリス全土を揺るがす情勢を作り出していました。それは、内乱の様相を帯びていたと言われています。（続く）